

# 「地域内エコシステム」の構築に向けた取組①

- 「地域内エコシステム」は、集落や市町村レベルで、熱利用又は熱電併給による小規模な木質バイオマスエネルギーの利用により、森林資源を地域内で持続的に循環させる仕組み。
- この取組により、地域での森林資源を持続的に活用し、エネルギーの地産地消により域外への資金流出を防ぎ地域の活性化を目指す。
- 平成29年度から全国の民間事業者からの申請も含めて、全国で31地域が「地域内エコシステム」のモデル構築支援対象として採択。

## 福島県東白川郡

(棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村)

- ・H30年度 F/S調査
- ・R1年度 地域協議会の設置・運営

○本事業により、持続性のあるサプライチェーンを実現し、「地域内エコシステム」の構築により、「未利用材の活用促進・森林資源の地域還元」を目指す

→3町1村広域連携による持続可能な森林経営モデル(奥久慈流域林業成長産業化地域構想)の実現へ

## 【「地域内エコシステム」構築で目指す将来像】

本事業の目的

- ◆森林資源の循環、付加価値向上
- ◆経済価値の地域内循環の創出
- ◆官民連携による林業・林産業の強化

奥久慈地域林業成長化地域構想の実現  
バイオマス産業都市としてのモデル化



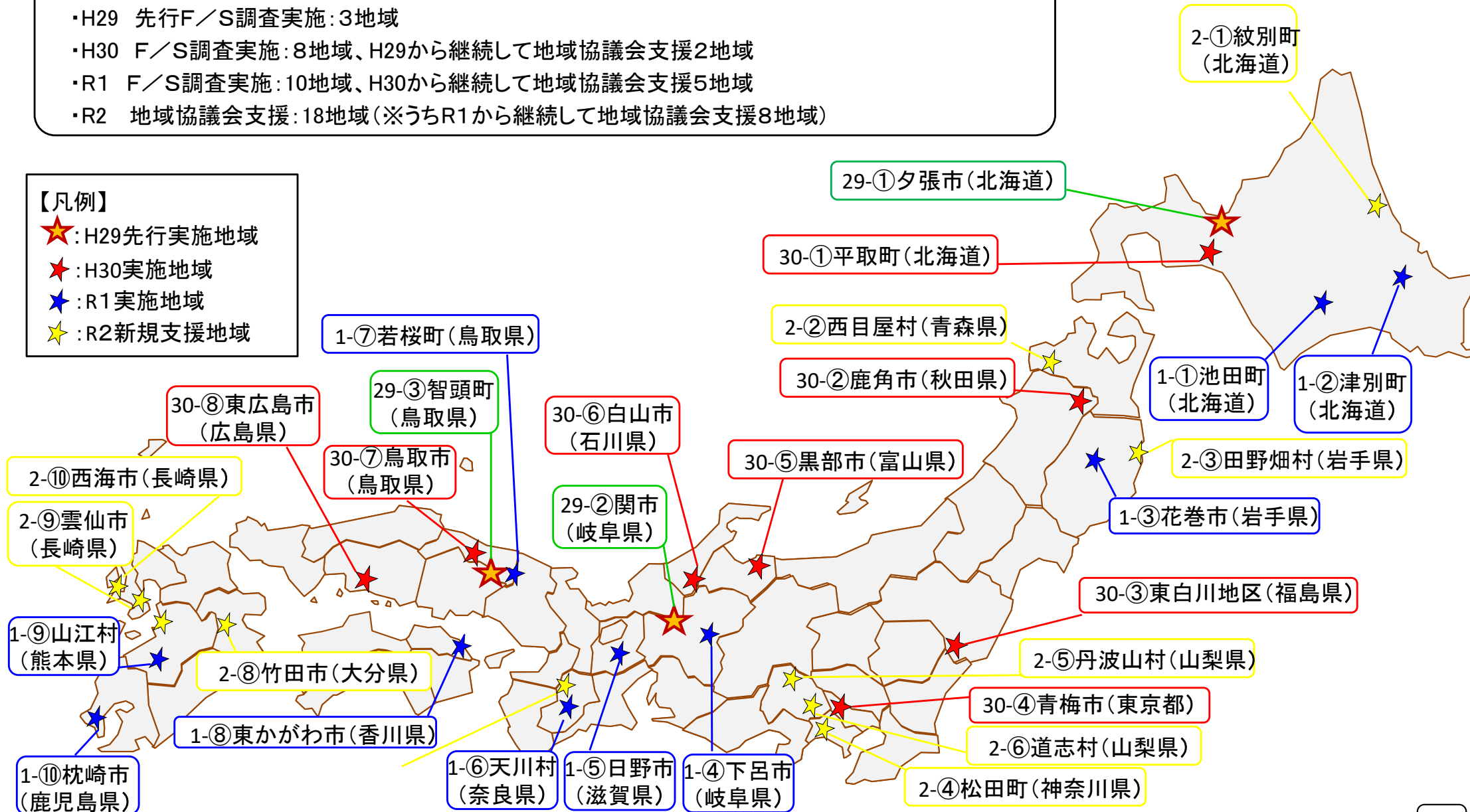
# 「地域内エコシステム」の構築に向けた取組②

○平成29年7月の報告書を受け、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給等により地域内で持続的に活用する仕組みである「地域内エコシステム」の全国への普及展開を図るため、各地でのモデル構築に向けF/S調査(実現可能性調査)等を実施中。

- ・H29 先行F/S調査実施:3地域
- ・H30 F/S調査実施:8地域、H29から継続して地域協議会支援2地域
- ・R1 F/S調査実施:10地域、H30から継続して地域協議会支援5地域
- ・R2 地域協議会支援:18地域(※うちR1から継続して地域協議会支援8地域)

## 【凡例】

- ★:H29先行実施地域
- ★:H30実施地域
- ★:R1実施地域
- ★:R2新規支援地域



# 「地域内エコシステム」の構築に向けた取組③

「地域内エコシステム」では、小さな地域で、**地域関係者が主体性を持って連携し、地域内で持続的に森林資源を活用**する仕組みづくりが必要。

これまでの取組で、「地域エコシステム」を構築するためには、森林の自然賦存量や需要先以外にも、以下の課題が見えてきた。

## 見えてきた課題

### “キープレイヤー”の存在が重要

事業の継続性を図るためには、地域関係者と連携し事業に対して主体的に動く意欲を持った

“キープレイヤー”の存在が重要

### “コストの低減”が必要

小規模な木質バイオマスエネルギー利用では、初期投資や維持管理に大きなコストが掛かるため、

“コストの低減”に向けた工夫が必要

## 今後の方向性

### “キープレイヤー養成”の取組が重要

これまでの取組で蓄積したノウハウを活用し、地域において円滑な合意形成を図るため、地域での協議会や研修会への支援を通じた

“キープレイヤー養成”の強化を検討

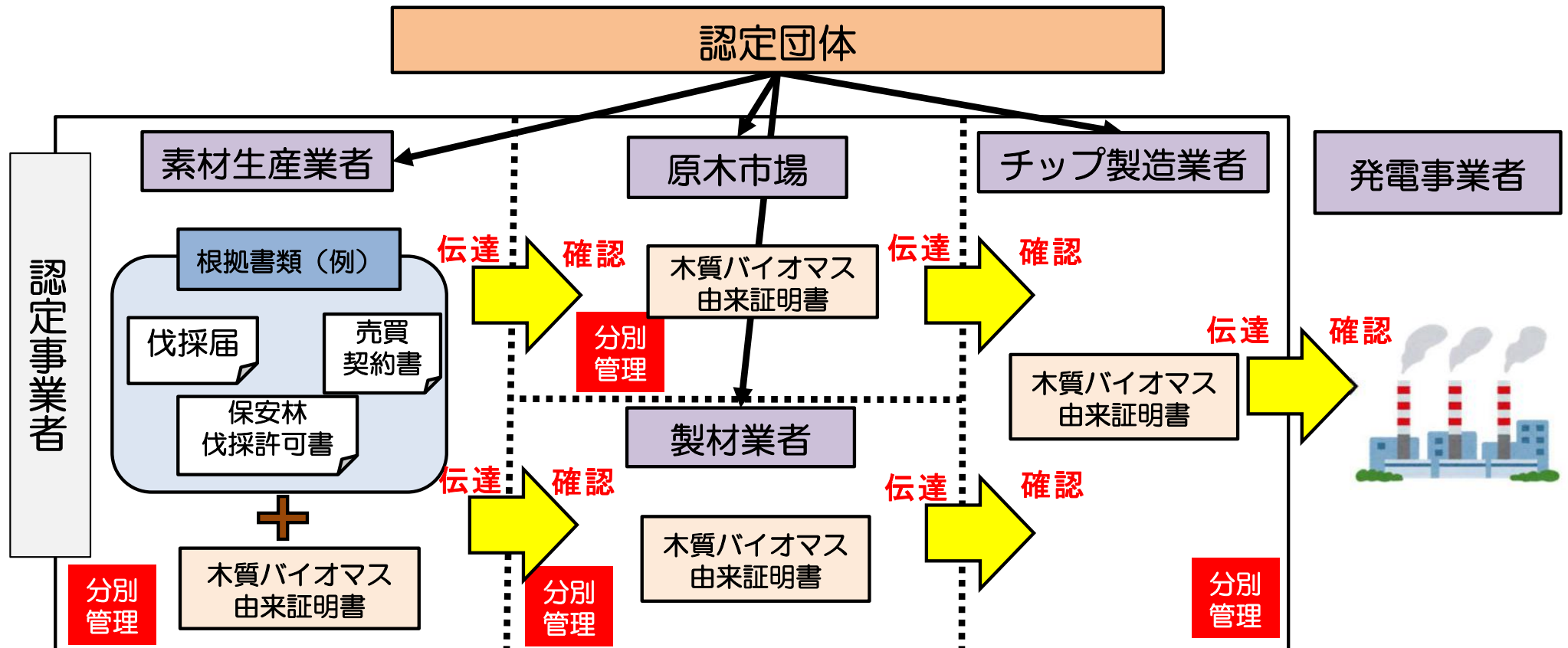
### “コストの低減策”への重点化が必要

施設整備と燃料調達の両方において、引き続き技術開発・実証などを進める中で、地域の実情に応じた実践的で効果的な

“コストの低減策”への重点化を検討

# FIT木質バイオマス発電の今後の見通し及び証明ガイドラインの適正な運用について①

- 木質燃料材は、林野庁「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」に基づき、その由来に応じて「間伐材等由来の木質バイオマス」「一般木質バイオマス」「建築資材廃棄物」の3つに区分。
- 燃料材の由来によって、FIT売電価格が異なるため、素材生産業者から販売するごとに由来証明書を添付させ、証明書を連鎖させる仕組み。
- FIT制度は電気利用者の負担によりなり立つものであり、ガイドラインが適切に運用されるよう、林野庁・資源エネルギー庁による現地調査や、補助事業による講習会開催等の取組を実施。
- 合法性やトレーサビリティ等の確認手段として、デジタル技術を活用することを今後検討。



# FIT木質バイオマス発電の今後の見通し及び証明ガイドラインの適正な運用について②

## (災害被災木の有効活用)

- 近年、災害等により、突発的に木材が大量発生するケースが見られる。
- これまで、災害被害木のうち低質材は処理費用をかけて廃棄物として処分することが多かったが、大量の燃料材を必要とする木質バイオマス発電が、有価で購入することで、被害木利用が進むケースが増加。

災害被害木等



集積所で分別



マテリアル利用  
(質のよいもの)



エネルギー利用  
(低質なもの)



災害流木等の除去に当たり、搬出先の処理が追いつかないことが多い。

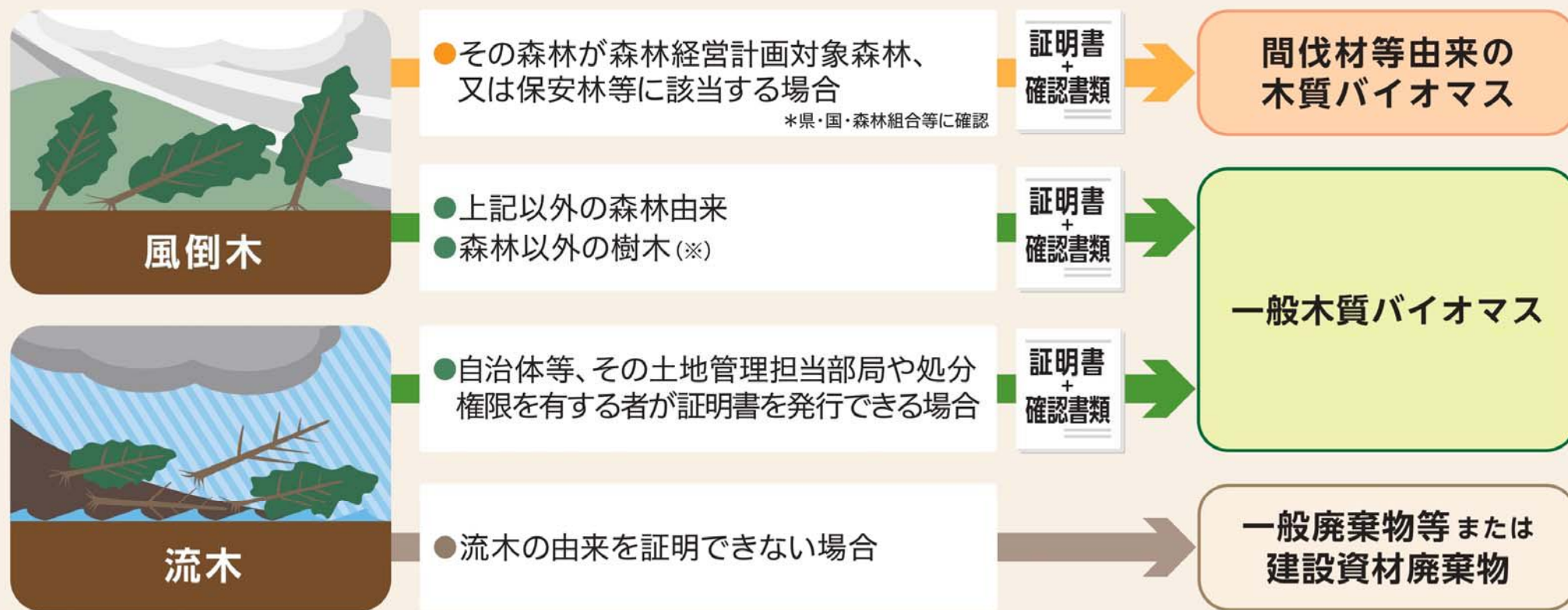


市町村等が設置する集積所で、品質に応じて分別し、利用推進。



# FIT木質バイオマス発電の今後の見通し及び証明ガイドラインの適正な運用について③ (災害被災木をFIT制度で活用する場合)

風倒木や流木などの災害被災木を、FIT制度にて認定された木質バイオマス発電所で利用する場合、FIT制度におけるバイオマス燃料区分の買取価格において、通常の「廃棄物」区分となるところを災害被災木の由来を証明する書類等を添付することによって、「間伐材等由来の木質バイオマス」「一般木質バイオマス」区分として認められます。



(※) 森林以外の樹木の場合、所有者を示す書類があれば、一般木質バイオマスに該当します。(注) 証明書の無い風倒木のFIT制度における燃料区分は、一般廃棄物等、または、建設資材廃棄物に区分されます。